

やまなし住まいのプロ・情報ナビ 出展規約

山梨ゆとりある住生活推進協議会(以下「当協議会」という)は、当協議会の運営する山梨の住宅情報および事業者情報を発信するホームページ「やまなし住まいのプロ・情報ナビ」内において、各種情報を利用者に提供するために掲載することについて、次の通り「やまなし住まいのプロ・情報ナビ 出展規約」(以下「本規約」という)を定める。

第1条(定義)

本規約における用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。

- (1) 「やまなし住まいのプロ・情報ナビ」(以下「当ホームページ」という)とは、当協議会がインターネット上において各種情報を提供する為に必要な機能を持った、システム全体(ハードウェア及びソフトウェアを含む)をいう。
- (2) 「出展者」とは、当ホームページ上に情報を掲載し、利用者に対して各種情報を提供する法人又は個人事業主をいう。
- (3) 「企業情報」とは、当ホームページ上で出展者が各種情報を利用者に対して提供することを目的として作成された全ての情報をいう。
- (4) 「利用者」とは、当ホームページにアクセスし、各種情報の提供を受ける、法人又は個人をいう。

第2条(本規約の目的)

本規約は、出展者と当協議会の契約関係について定める。

第3条(出展者に提供する機能)

当協議会が出展者に提供する当ホームページの機能は、次の通りとする。

- (1) 利用者が容易に希望する各種情報を見つけることができる機能
- (2) 出展者が利用者に対し情報を発信することができる機能
- (2) 利用者からの出展者に対するサービスの提供申込情報等を転送する機能
- (3) 利用者にとって必要と考えられる企業情報以外の住宅関連情報の提供機能

第4条(出展申込)

1. 当ホームページへの出展申込は、当協議会が準備する出展申込書にて仮申込を行い、後日当協議会より送付する所定の申込書に必要事項を記入の上、当協議会に提出することにより行う。

2. 当協議会構成団体に加盟していない者が出展を申し込む際は以下のものを添付するものとする。

(1) 申込者が法人の場合

登記簿謄本 印鑑資格証明書(最近3ヶ月以内のもの)

(2) 申込者が個人事業主の場合

印鑑証明書 住民票 身分証明書(最近3ヶ月以内のもの)

第5条(出展契約の成立)

出展契約（以下「本契約」という）は、前条の申込に対して当協議会が承諾したときに成立するものとする。

第6条(申込の拒否)

当協議会は以下の場合には、第4条の申込を拒否する。

- (1) 申込書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 申込者が利用代金等の支払いを怠る恐れがあることが明らかとなるとき。
- (3) 申込者の当ホームページへの出展が相応しくないと当協議会が判断したとき。

第7条(提供できる企業情報)

出展者は次の各号のいずれかに該当するものを除くほか、本規約に従って、企業情報を利用者に提供することが出来るものとする。

- (1) 違法であるもの。
- (2) 犯罪行為を惹起する恐れがあるもの。
- (3) 生命又は身体に危険をおよぼす恐れがあるもの。
- (4) 猥褻性のあるもの又は嫌悪感をおぼえさせるもの。
- (5) 射幸心をあおるもの。
- (6) 事実誤認を生じさせるもの又は虚偽であるもの。
- (7) 他の出展者、利用者その他第三者の著作権、商標権、意匠権及び特許権等知的財産権を侵害するもの。
- (8) 他の出展者、利用者その他第三者の財産又はプライバシーを侵害するもの。
- (9) その他公序良俗に反するもの及び利用者に提供する各種情報として不適当であると当協議会が判断したものの。

第9条(出展者の義務)

1. 出展者は当ホームページに企業情報を掲載するにあたり、次の事項を保証するものとする。
 - (1) 当協議会との間で必要な諸データの受け渡しができる環境(通信機器その他必要機器の自費による調達を含む)を有しており、同体制を維持すること。
 - (2) 当ホームページ上で提供した各種情報に関する利用者への対応体制が整っており、同体制を維持すること。
2. 出展者は、本規約を理解しこれらを遵守しなければならないものとする。
3. 出展者は当ホームページを通じて知り得た利用者に関わる情報を、利用者へのサービスの提供以外への目的に利用してはならないものとする。
4. 出展者は、利用者から各種サービスの提供申込を受付けるにあたっては、提供する各種サービスの内容、提供価格、支払条件、サービス提供期日、その他の提供条件を明確に利用者に示すものとし、利用者に錯誤を生じさせてはならないものとする。

第10条(資料提供等)

出展者は、当協議会から当ホームページ運営に必要な情報及び資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとする。

第 11 条(禁止事項)

1. 出展者は、当ホームページを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
 - (1) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為。
 - (2) 当協議会又は第三者(含む利用者。以下同じ)の著作権等知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為。
 - (3) 当協議会又は第三者を誹謗し、中傷し又は名誉を傷つけるような行為。
 - (4) 当協議会又は第三者の財産、プライバシーを侵害し又は侵害するおそれのある行為。
 - (5) 本規約に反する行為。
 - (6) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為。
2. 当協議会は、出展者が前項各号に該当する行為を行っているか、又は当該行為を行うおそれがあると判断した場合は、出展者に事前の通知をすることなく、当ホームページに掲載されている情報の全てもしくは一部を削除し、サービス全てもしくは一部の提供を停止出来るものとする。

第 12 条(当協議会の義務)

1. 当協議会は、当ホームページを本規約の各条項の定めに従い、出展者の使用に供するものとする。
2. 出展者が当ホームページを利用し、企業情報の登録・更新・削除を行う場合に要する通信費等の費用は全て出展者の負担とし、当協議会は一切負担しない。
3. 当協議会は、次の各号の何れかに該当する場合には、出展者に事前に通知することなく、一時的に当ホームページ使用の一部又は全部を中断・変更することができるものとする。
 - (1) 当ホームページの保守点検を定期的又は緊急に行う場合。
 - (2) 火災、停電等により当ホームページの運営ができなくなった場合。
 - (3) 天災地変などにより当ホームページの運営ができなくなった場合。
 - (4) その他、当協議会が一時的な中断を必要と判断した場合。

第 13 条(企業情報の管理)

出展者は、当ホームページ上の企業情報の管理を、責任をもって行うものとする。

第 14 条(出展者の責任・保証)

1. 出展者は、当ホームページにおいて得た利用者に対し、各種サービスを提供した場合、出展者の責任で料金を回収するとともに、サービスの内容全体について責任を負うものとする。
2. 出展者が利用者に提供する各種サービスの品質については、すべて出展者が責任を負うものとする。
3. 出展者は、利用者に提供した各種サービスの保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等、当協議会にいかなる損失、費用、その他の負担も負わせてはならないものとする。
4. 出展者は、各種サービス提供に関し、利用者から出展者又は当協議会にクレームがあった場合、もしくは出展者と利用者との間で紛争が生じた場合は、全て自己の責任により誠実に、かつ遅滞なく解決を図り当協議会には一切の負担、迷惑をかけないものとし、当協議会が損害を被った場合、当協議会に補償するものとする。
5. 当協議会は、回線又は出展者の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等の運営障害について責を負わないものとする。

第 15 条(出展者と当協議会の関係)

1. 出展者は、当ホームページ利用により知り得た利用者の情報について、当協議会がこれを利用することを認めるものとする。
2. 出展者は、利用者に対して提供した各種サービスの品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他販売した商品又はサービスに関し、利用者からクレームを受け、又は利用者との紛争が生じた場合、直ちに当協議会に対し、その旨通知し、当該クレームについては、遅滞なくこれを解決し、その解決につき報告するものとする。そのクレーム紛争の内容により、当協議会から各種提供情報の変更について改善の申し入れを受けたときは、出展者はすみやかにこれの改善を行うものとする。

第 16 条(広告・宣伝)

1. 出展者と当協議会とは、互いに協力して当ホームページに関する広告・宣伝を行なうものとする。
2. 出展者及び当協議会は、広告・宣伝をするにあたっては、適用される法令に違反しないように最善の注意を払うものとする。但し出展者の情報については、出展者のみが責任を負うものとする。
3. 出展者が当ホームページ内において第三者の有料広告を掲載することは禁止する。但し、事前に当協議会の承諾を得た場合は、当協議会が都度定める広告掲載料を当協議会に支払い、掲載できるものとする。

第 17 条(出展料)

1. 出展者は、当ホームページに出展するにあたり、その対価として別に定める費用を当協議会に支払うものとする。
2. 出展者が本規約に従い当協議会に支払うべき金額につき、当協議会に消費税以外の課税又は費用負担が生じた場合、出展者は当該課税又は費用につき当協議会に補償するものとする。
3. 出展者と当協議会間の契約が出展公開後に解除された場合、その理由の如何を問わず、既に支払い済みの費用については返還請求を行わないものとする。

第 18 条(支払方法)

1. 出展者は前条における費用を、当協議会に別に定める方法により、支払うものとする。
2. 出展者は、出展タイプについて追加・変更又は削除するときは予め当協議会の了承を得るものとし、相応の出展費用を負担するものとする。

第 19 条(権利の帰属)

1. 各種企業情報に関する著作権その他一切の権利は、出展者に帰属するものとし、当協議会は、当ホームページにおいて企業情報の主体が出展者である旨を表示する。
2. 出展者が取扱おうとする各種サービスに第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを出展者が行った上で、各種サービスの提供を遂行するものとする。
3. 第 1 項の場合を除き、当ホームページに関する一切の権利は、当協議会に帰属するものとする。

第 20 条(通知)

1. 当協議会から出展者に対する通知は、出展者が予め当協議会に通知した連絡先に対して行うものとする。但し通信障害等やむを得ない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとする。
2. 当協議会から出展者への電子メールは、出展者のサーバーへの到着をもって出展者に通知されたものとする。また、FAXについては、出展者への情報送信完了をもって出展者に通知されたものとする。
3. 出展者は、当協議会からの通知の有無およびその内容を確認するため出展者宛の電子メールまたは FAX を毎営業日 1 回は閲覧するものとする。
4. 出展者は、本契約に基づき当協議会へ届け出た氏名、名称、商号、住所、所在地、メールアドレスもしくはその他の重要な事項を変更する場合は、当協議会に対して文書をもって通知するものとする。
5. 出展者が本条第 4 項の通知を怠った事により生じた出展者の損失その他の負担について当協議会はその責めを負わない。

第 21 条(権利譲渡の禁止)

出展者及び当協議会は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、その地位又は当協議会に対する個々の債権の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

第 22 条(秘密保持)

1. 出展者及び当協議会は、当ホームページ利用に関連し相手方から開示を受けた相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。
2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示のときに、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの要求その他法令に基づき開示を要求される情報。
3. 本条の効力は、契約終了後も有効に存続するものとする。

第 23 条(契約の効力)

本契約は、当協議会を代理する権限を出展者に付与するものではないとともに、当協議会の商号及び当ホームページの名称等を使用して営業をなすことを出展者に許諾するものではない。

第 24 条(契約の有効期限)

本契約の有効期限は出展開始の翌月より 1 年間（出展開始が毎月 1 日の場合は当月より 1 年間）とし、期間満了の 2 ヶ月前までに「出展者・当協議会いずれかが、書面による更新拒否の意思表示をしない限り、本契約は同一条件にてさらに 1 年間を延長するものとし、以後も同様とする。

第 25 条(契約の中途解約)

当協議会は、本契約の有効期間中といえども当ホームページの運営を継続することが困難とする事情が生じたときと判断した場合、1 ヶ月以上の予告期間を設けて、本契約を解約することができるものとする。但し、契約日から 1 年以内を解約日として本契約を解約する場合には、当協議会は出展者に対し、出展料 1 年分から出展期

間分の出展料を控除した金額を返金するものとする。

第 26 条(契約の解除)

1. 出展者及び当協議会は、相手方が本契約の条項の一に違反し、書面により 1 ヶ月以上の期間を定めた催告を行った後 なお当該違反が是正されない場合、直ちに本契約を解除できるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、出展者及び当協議会は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、会社整理開始、会社更生手続開始、破産もしくは競売等の申し立てを受け、または自ら整理、会社更生手続の開始もしくは破産等の申し立てをしたとき。
 - (2) 自ら振り出し又は引受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
 - (3) 前 2 号の他、その財産状態が悪化し、又はその信用状態に著しい変化が生じたとき。
 - (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (5) その他出展者として不相当と当協議会が判断したとき。

第 27 条(契約終了時の措置)

出展者は、本契約終了時において、本契約に基づき当協議会から引渡されたもの(複製を含む)全てを返還もしくは当協議会の同意の下、廃棄するものとする。

第 28 条(賠償責任)

1. 出展者は、本契約に違反することにより、又、企業情報を当ホームページに登録、更新、削除等を行うことに関して当協議会に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。
2. 出展者は、本契約に違反することにより、又は企業情報を当ホームページに登録、更新、削除等を行うことに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、出展者の責任で解決するものとし、当協議会に損害を与えないものとする。万一、当協議会に損害が発生した場合は、出展者がこれを補償する。
3. 当協議会は、当ホームページの変更、中止、中断及び企業情報を当ホームページに登録、更新、削除等を行うことに関して、出展者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとする。

第 29 条(合意管轄)

本契約に関連して生じた出展者と当協議会間の紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 30 条(協議)

本契約に定めのない事項及び本規約の各条項について疑義が生じた場合、出展者当協議会両者は誠意をもって協議し、解決するものとする。

【2010 年 01 月 01 日制定】【2010 年 01 月 26 日改訂】